

青森市一般廃棄物処理基本計画 (2026年度～2035年度)

2026年3月

青 森 市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の基本的考え方	1
(1) 計画策定の趣旨と目的	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画の構成	3
第2節 本市の特性	4
(1) 市の概況	4
(2) 地勢・気候・土地利用	4
(3) 人口・世帯数	5
(4) 産業構造	6
第3節 人口の予測	8
(1) 本市の将来人口推計	8

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題	9
(1) これまでの取組	9
(2) ごみ処理量等の推移	11
(3) 市有ごみ処理施設の概要	13
(4) 現在の課題	16
(5) 分別区分と処理主体、処理フロー	21
第2節 ごみ排出量の予測と目標値	23
(1) ごみ排出量の将来予測	23
(2) 一人一日当たりごみ排出量の推移と将来動向	24
(3) 目標値	25
第3節 ごみ処理に係る基本理念と基本方針	26
(1) 基本理念	26
(2) 基本方針	26

第4節	ごみ処理に係る施策と具体的取組	28
(1)	施策1 市民啓発の推進	28
(2)	施策2 食品ロスの削減	32
(3)	施策3 資源化等の推進	34
(4)	施策4 家庭系ごみの適正処理対策	36
(5)	施策5 事業系ごみの適正処理対策	38
(6)	施策6 将来を見据えた施設整備	40

第3章 生活排水処理基本計画

第1節	本市のし尿等処理の現状	41
(1)	し尿及び浄化槽汚泥処理の体系	41
(2)	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移	42
(3)	し尿及び浄化槽汚泥の処理施設及び設置主体	42
第2節	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測	43
(1)	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測	43
第3節	し尿等の処理に係る取組	44
(1)	計画対象区域	44
(2)	水洗化等の普及促進	44
(3)	し尿等の収集・運搬計画	44
(4)	し尿等の処分計画	44
第4節	施設整備に関する計画	45
(1)	あおひらクリーンセンター（し尿及び浄化槽汚泥処理施設）の概要	45
(2)	あおひらクリーンセンターの老朽化の状況	45
(3)	インフラの長寿命化に係る国の方針	45
(4)	あおひらクリーンセンターの長寿命化について	45

一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨と目的

我が国の廃棄物行政を取り巻く社会状況は、時代とともに変化してきました。戦前の公衆衛生の観点による適正処理に始まり、高度経済成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄に対応した焼却・埋立処分を中心とした廃棄物対策から、3R（リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用））の推進を含めた施策に舵を切ってきました。

本市では、2018年3月に「青森市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、「環境保全型・資源循環型社会の構築」を目指し、「分ければ資源 混ぜればごみ」のスローガンの下、様々な施策を展開することにより、ごみ減量化・資源化の推進を図ってきました。

計画策定以降、国内では、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、2022年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、世界的には、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、いわゆるSDGsが掲げられていることに加え、地球規模の課題である気候変動や生物多様性の損失の解決に向け、温室効果ガスの排出を実質ゼロとしていく「脱炭素社会の実現」が喫緊の課題となっています。

本市においても、2024年3月に、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「青森市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言するとともに、2025年3月には、「青森市地球温暖化対策実施計画（区域施策編）」を策定するなど、脱炭素化社会の実現に向けた取組を加速させています。

こういった時代の変化に加え、2025年度末の「黒石地区清掃施設組合」の解散に伴い、これまで異なっていた青森・浪岡両地区のごみ出しルールを統一するとともに、本市浪岡地区のごみも含めた市域全てのごみについて、2026年度から「青森市清掃工場」で焼却処理することから、現在の計画期間終了を待たずに見直すこととし、現計画において統合を予定していた「青森市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を組み込んだ「青森市一般廃棄物処理基本計画（2026年度～2035年度）」（以下「本計画」という。）を策定します。

あわせてSDGsの達成に資する様々な取組、廃棄物処理施設の老朽化対策や高齢社会への対応など、時代の変化に伴う様々な課題に着実に対応し、本市の最大の強みである市民・事業者・行政の協働のもと、力強く取組を進めることで、誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継ぐことを目指します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、市域内の一般廃棄物の処理について定めるものです。

【参考】廃棄物処理法に基づき定めることが必須の項目

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

策定に当たっては、本市が目指すまちづくりの基本方針を示した「青森市総合計画」との整合を図るとともに、「青森市地球温暖化対策実行計画」や「東青地域循環型社会形成推進地域計画」などの関連の計画とも理念を共有しています。

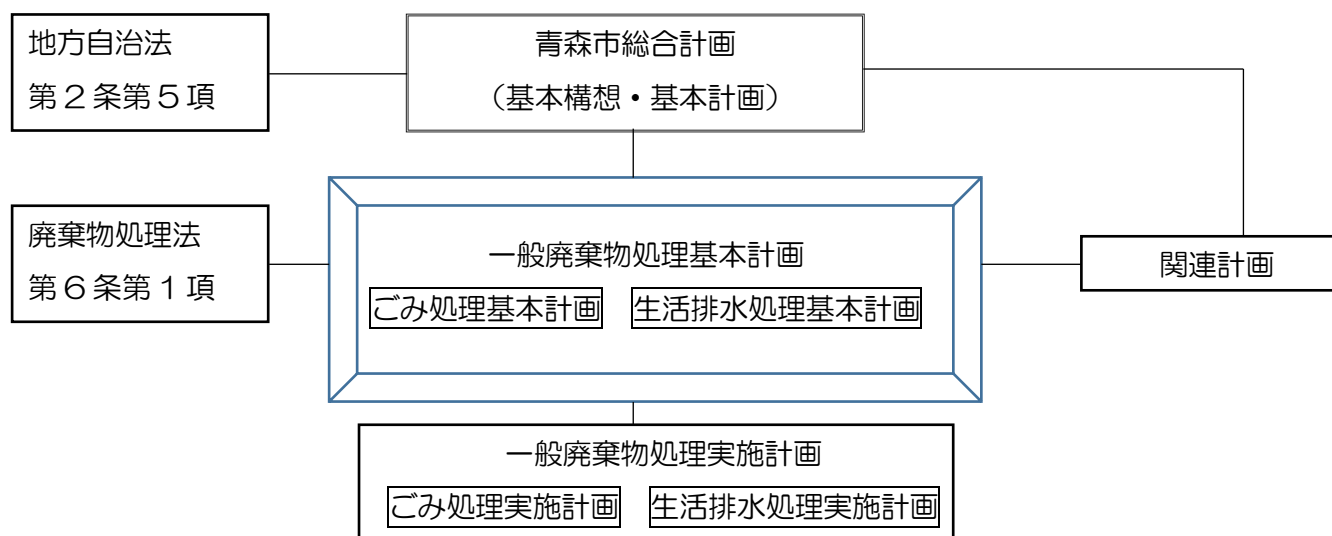


図1-1-1 本計画の位置付け

(3) 計画期間

計画期間は、2026年度から2035年度までの10年間とします。

計 画 期 間	： 2026年度～2035年度
中 間 目 標 年 次	： 2030年度（5年後）
最 終 目 標 年 次	： 2035年度（10年後）

(4) 計画の構成

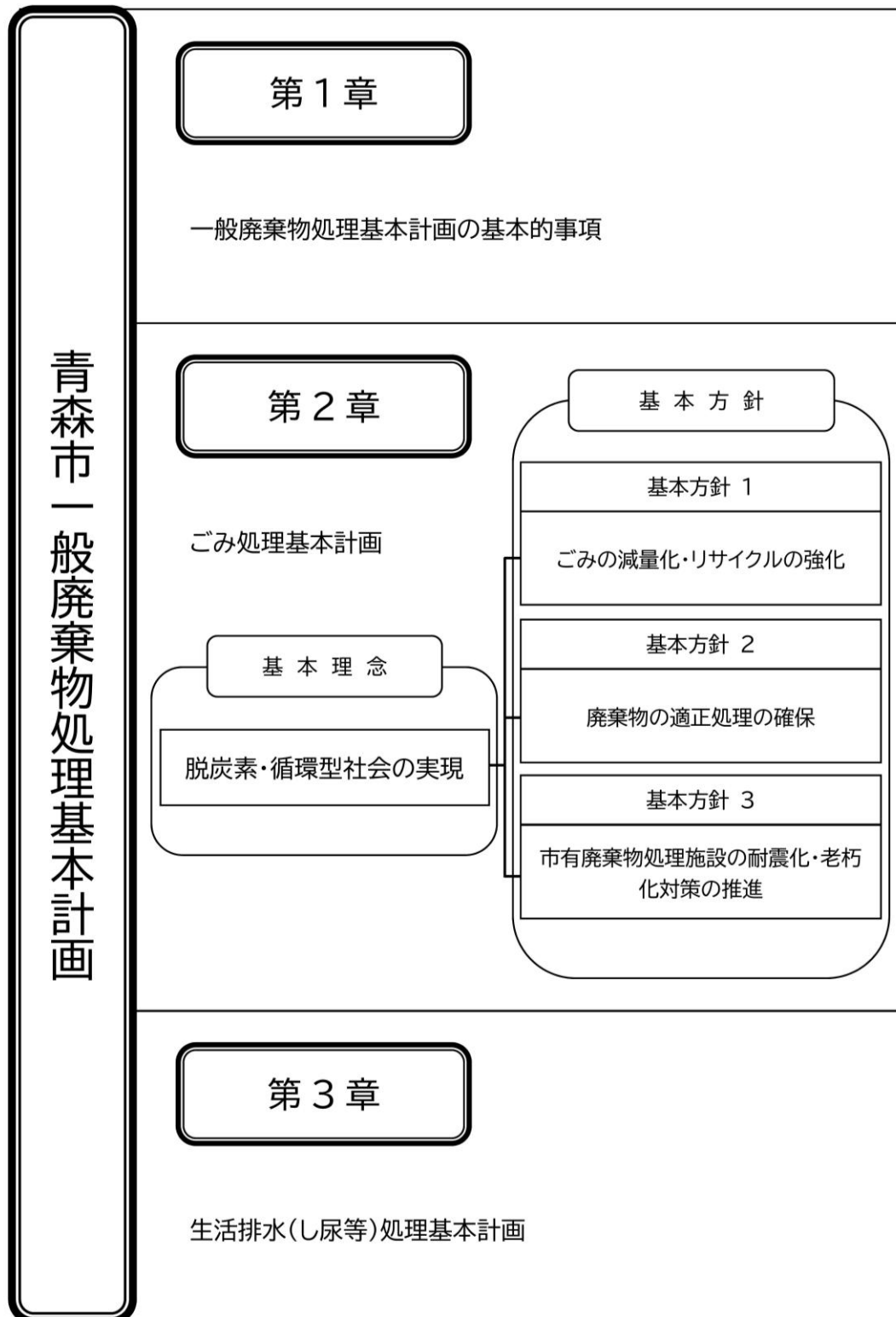


図1-1-2 本計画の構成

第2節 本市の特性

(1) 市の概況

2005年4月、旧青森市と旧浪岡町が合併し、現在の青森市が誕生し、翌2006年には、県内初の中核市となりました。

青森県のほぼ中央に位置し、中核市規模の都市としては世界でも有数の豪雪都市と言われています。

青森県の県庁所在都市であり、県の交通・行政・経済・医療・福祉の中心都市としての都市機能が集積し、また、東北新幹線新青森駅、青森空港、青森港、東北自動車道などを有する交通の要衝であるとともに、本州と北海道を結ぶ結節点として、青函交流圏の中核を担っています。

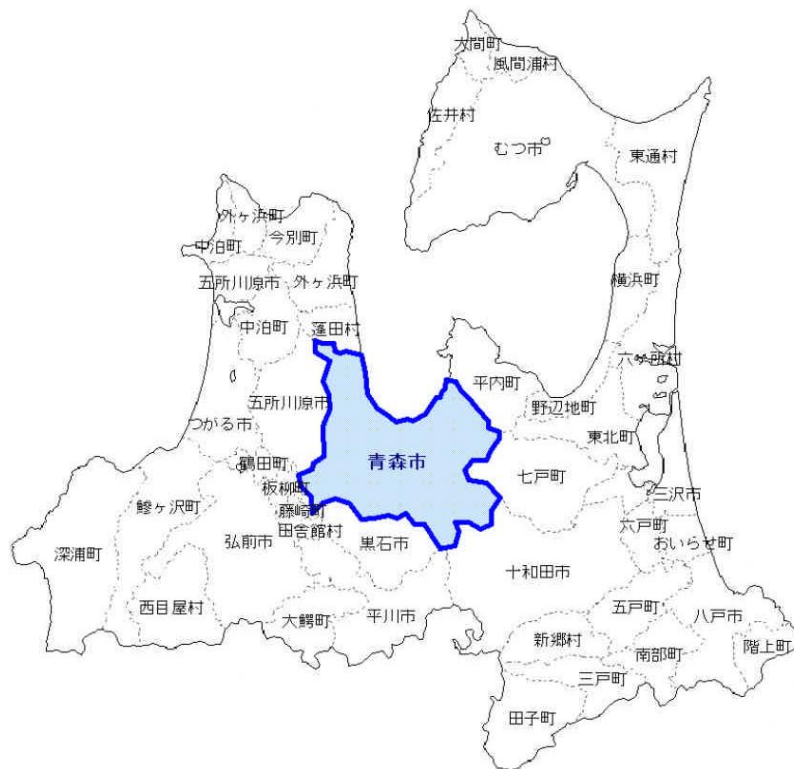


図1-2-1 青森市の位置 (資料：青森市)

(2) 地勢・気候・土地利用

①地勢

本市は、北部は陸奥湾に面し、東部と南部には奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へ連なるなど、雄大な自然に囲まれています。

②気候

年間平均気温については、過去30年間において上昇傾向にあります。

年降水量は、年間1300mm程度で推移しており、過去30年間において大きな変化はありませんが、年間降雪量は減少傾向となっているものの、市域全体が特別豪雪地帯に指定されており、最深積雪は平年100cm程度となっています。

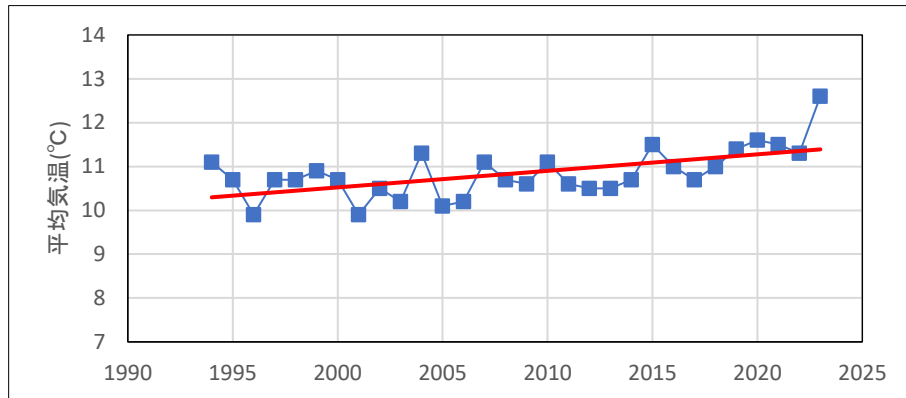


図1-2-2 年平均気温の推移 (出典：気象庁過去の気象データを基に本市作成)

③土地利用

2021年時点では、総面積が824.61km²、地目では多い順に山林、原野、雑種地、田、宅地、畑、池沼・鉱泉地があり、2013年と比較すると、田、畑、原野、雑種地が減少し、宅地、山林が増加しています。

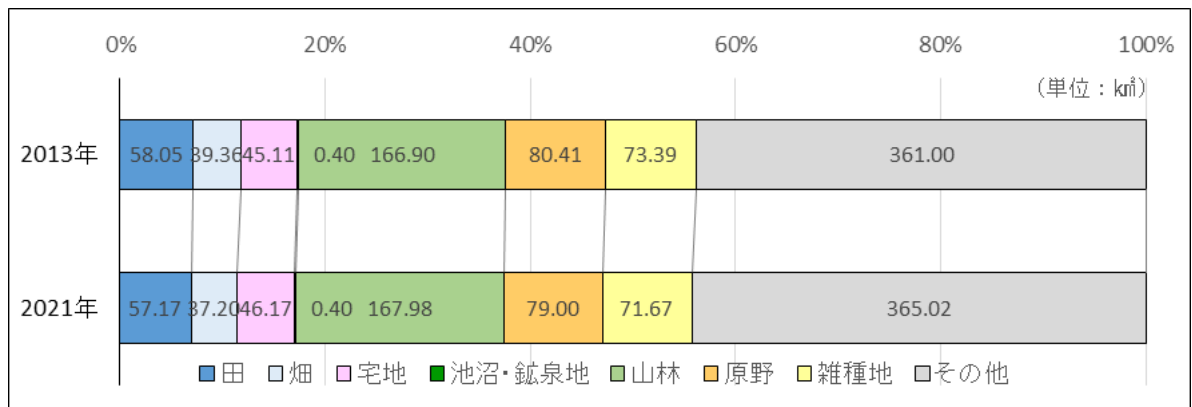


図1-2-3 土地利用状況 (出典：固定資産概要調査)

(3) 人口・世帯数

本市の人口は、国勢調査によると、2000年をピークに減少が続いており、2010年には30万人を割り込み、2020年は275,192人となっています。また、世帯数については、一貫して増加傾向で推移してきましたが、2010年をピークに減少に転じ、2020年は前回調査から微増の118,483世帯となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2023年推計）によると、本計画の最終目標年次である2035年には、2020年と比較して約4万9千人の減少となるほか、2040年から2045年の間には20万人を切るの見込まれています。

また、非婚化・晩婚化の進展、子どもを産む世代の人口の減少などが相まって、出生数が年々減少する傾向にあり、2024年の出生数は1,211人で過去最少となっています。

さらに、2001年から本市の人口の社会減が続いており、2023年の社会増減数は1,189人の減少となっています。主に進学や就職を契機とした若年層の市外流出が著しい傾向となっており、労働力の不足や消費市場の縮小をはじめとする様々な影響が懸念されます。

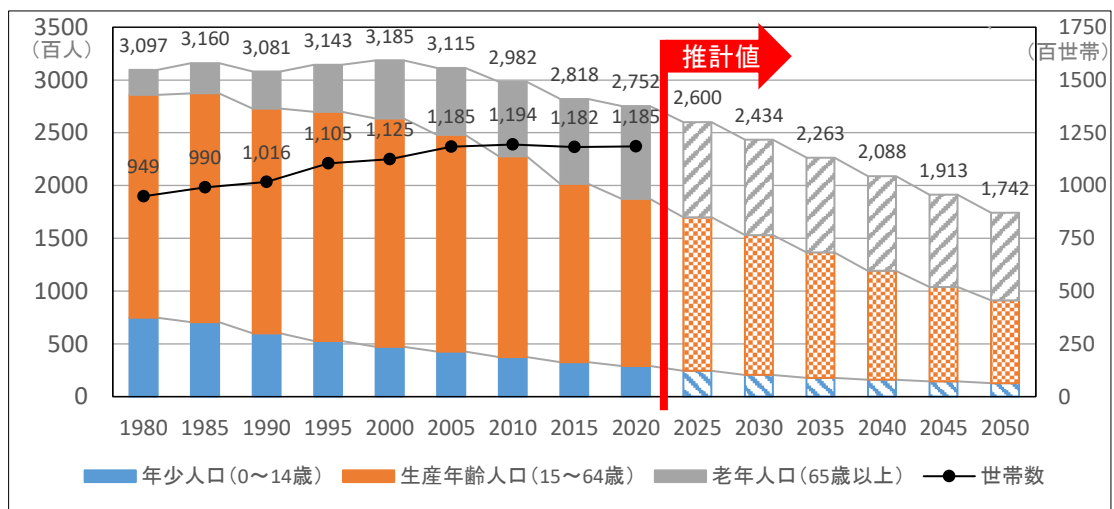


図1-2-4 人口及び世帯数の推移 (出典：国勢調査人口等基本集計結果、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より本市作成)

(4) 産業構造

①事業所数

2021年における本市の事業所数は、第一次産業が43事業所（約0.3%）、第二次産業が1,537事業所（約12.4%）、第三次産業が10,850事業所（約87.3%）となっており、総事業所数は年々減少傾向にあります。

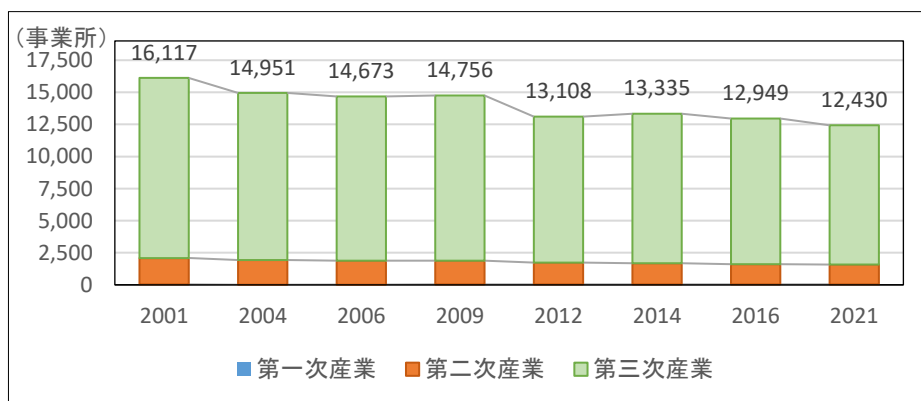


図1-2-5 事業所数の推移 (出典：経済センサス調査結果より本市作成)

②従業員数

2021年における本市の従業員数は、第一次産業が401人(約0.4%)、第二次産業が16,752人(約14.5%)、第三次産業が98,190人(約85.1%)となっており、従業員数は年々減少傾向にあります。

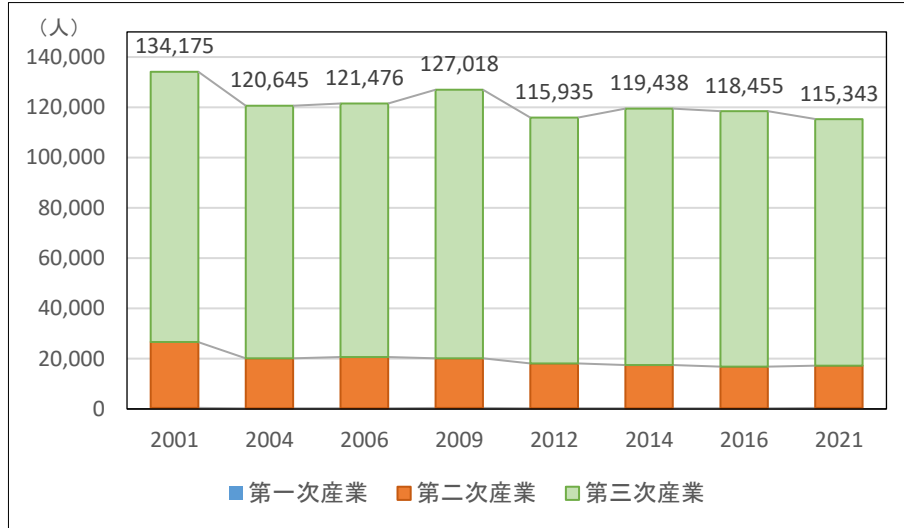


図1-2-6 従業者数の推移 (出典：経済センサス調査結果より本市作成)

③産業別総生産額

2019年度における本市の産業別総生産額は、第一次産業が78億円(約0.8%)、第二次産業が920億円(約9.0%)、第三次産業が9,178億円(約90.2%)となっており、産業別総生産額は増加傾向にあります。

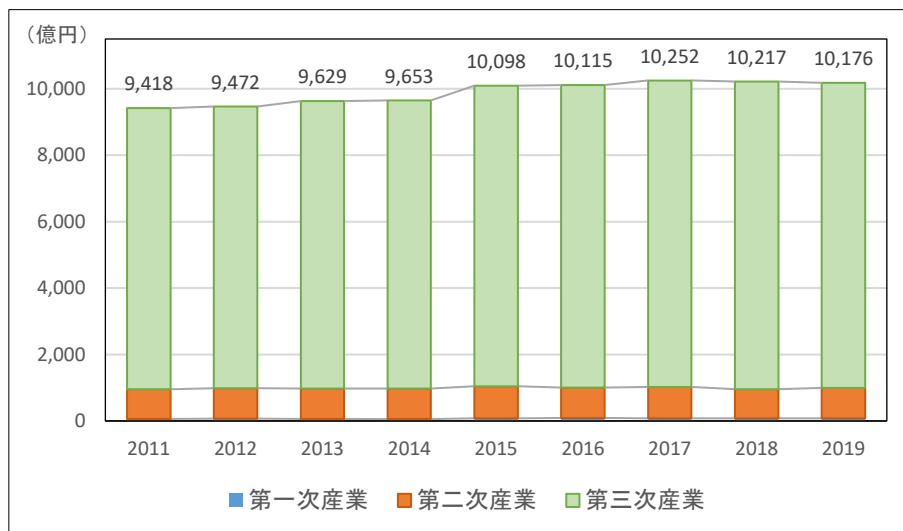


図1-2-7 産業別総生産額 (出典：青森県市町村民経済計算より本市作成)

第3節 人口の予測

(1) 本市の将来人口推計

本市の将来人口は、2024年10月に策定した「青森市総合戦略2024-2028」における人口推計の傾向を指数(A)として、住民基本台帳における2024年の人口(B及びC)に乗じたものを将来予測人口とします。

将来推計値 = 指数% (A) × 2024年住民基本台帳人口 (B : 10月1日 及び C : 4月1日)

表1-3-1 青森市総合戦略2024-2028に基づく人口予測結果

年度	青森市総合戦略 (人)		指数 (%) (A)	住民基本台帳 (人)		将来推計値 (人)	
	基礎数値 (10月1日)	基礎数値 推計	2024 =100	10月1日	4月1日	10月1日 A×B	3月31日 A×C
2024	264,321	264,321	100	(B)264,321	(C) 261,227	264,321	261,227
2025	257,839	257,839	97.55			257,845	254,827
2026	-	254,845	96.41			254,832	251,849
2027	-	251,684	95.22			251,686	248,740
2028	-	248,580	94.04			248,567	245,658
2029	-	245,532	92.89			245,528	242,654
2030	242,344	242,344	91.69			242,356	239,519
2031	-	239,605	90.65			239,607	236,802
2032	-	236,726	89.56			236,726	233,955
2033	-	233,903	88.49			233,898	231,160
2034	-	231,137	87.45			231,149	228,443
2035	228,466	228,466	86.44			228,479	225,805

第 2 章

ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の現況及び課題

(1) これまでの取組

① 前計画の振り返り

ア 前計画の概要

2018年3月に策定した前計画は、『環境保全型・資源循環型社会の構築』を目指すことを基本理念として掲げ、17の施策（「市民啓発の推進」、「生ごみリサイクルの推進」、「集団回収への支援」、「資源ごみの分別収集の実施」、「事業系ごみ対策」、「使用済み割り箸リサイクル運動」、「ペットボトルキャップ・リサイクル運動」、「BDF利活用推進事業」、「『インカートリッジ里帰りプロジェクト』への参加」、「古紙リサイクルセンターにおける古紙等回収事業」、「使用済み小型家電リサイクル」、「衣類回収」、「青森市清掃工場におけるリサイクル可能な古紙類の搬入制限」、「レジ袋削減」、「簡易包装の促進」、「計画的な商品の購入」、「3つのきる」）を基本方針とし、これらの施策を確実に実施することにより、ごみ減量化・資源化の推進を図るものでした。

イ 前計画の進捗状況

前計画における指標の進捗状況は以下のとおりです。

表2-1-1 青森市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2018年3月策定）の進捗状況

指標	基準値	目標値	計画値	実績値	進捗状況 (令和6)
	2017年度 (平成29)	2027年度 (令和9)	2024年度 (令和6)	2024年度 (令和6)	
ごみ総排出量	113,200 t	91,678 t (削減率:19.0%)	97,713 t (\uparrow :13.7%)	93,148 t (\uparrow :17.7%)	順調に推移
市民一人一日当たりごみ排出量	1070g/人・日	932g/人・日 (削減率:12.9%)	974g/人・日 (\uparrow :9.0%)	965g/人・日 (\uparrow :9.8%)	順調に推移

② 市民の皆様が主体となって行った取組

- 分別・リサイクルはもちろんのこと、マイバッグ・マイボトルの持参、詰替え商品の購入、食品ロス削減、生ごみの堆肥化など、市民の皆様による様々な3Rの取組が進んでいます。
- ごみや資源物を排出する集積場所は、場所の選定から日々の清掃・管理まで市民の皆様により行われています。集積場所の維持管理が安定的に行われていることが、ごみや資源物の効率的な収集につながっています。

- 家庭から出される古紙・空き缶・びん・古布については、市内全域で、地域の自主的な取組である資源集団回収によりリサイクルが行われています。
- 地域での自主的な清掃活動や清掃イベントへの参加など、市民の皆様の日頃からの活動に支えられ、まちの美化が保たれています。

③ 事業者の皆様が主体となって行った取組

- 事業者の皆様の事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）について、事業者自らの責任において、減量・リサイクルを行い、適正な処理をしています。
- 製造・販売事業者などの皆様による自主回収・再資源化を行うことで、減量・リサイクルが進んでいます。
- 廃棄物処理する事業者の皆様においても、家庭から出される缶・びん・ペットボトルなどの収集・運搬、資源集団回収における資源物の収集・運搬、事業系ごみの処理など、市内で発生するごみの適正処理とリサイクルを進めるうえで重要な役割を担い、市内の静脈産業をしっかりと支えています。

④ 行政が主体となって行った取組

- 家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）の安定的な収集・運搬の実施、廃棄物処理施設の適切な維持管理や計画的な補修により、ごみの適正処理を行っています。
- 市民の皆様が環境への関心を高め、3R行動に取り組んでいただけるよう、地域での出前講座や様々な媒体を活用した広報を行っています。
- 小学4年生を対象とした「ジュニア版ごみハンドブック」の配布、青森市清掃工場での見学受入れなど、環境教育や環境学習を進めています。
- 食品ロスの削減に向けて、生ごみ処理機購入助成や段ボールコンポスト講習会の開催を通じた市民の皆様への働きかけや、事業所へのごみ減量化計画作成支援などの機会における事業者の皆様への呼びかけを行っています。
- 新型インフルエンザ等の流行や災害発生など、いかなる時も安全で安定したごみ処理を継続できるよう、取組を進めています。
- ごみ出しが困難な方に対する支援やまちの美化の取組など、市民の皆様のニーズを踏まえた取組の検討を進めています。

(2) ごみ処理量等の推移

① ごみ総排出量及び資源化量、埋立量

総排出量及び資源化量については、減少が続いています。埋立量については、青森市清掃工場の火災の影響により増加した年度があるものの、ほぼ横ばいの傾向となっています。

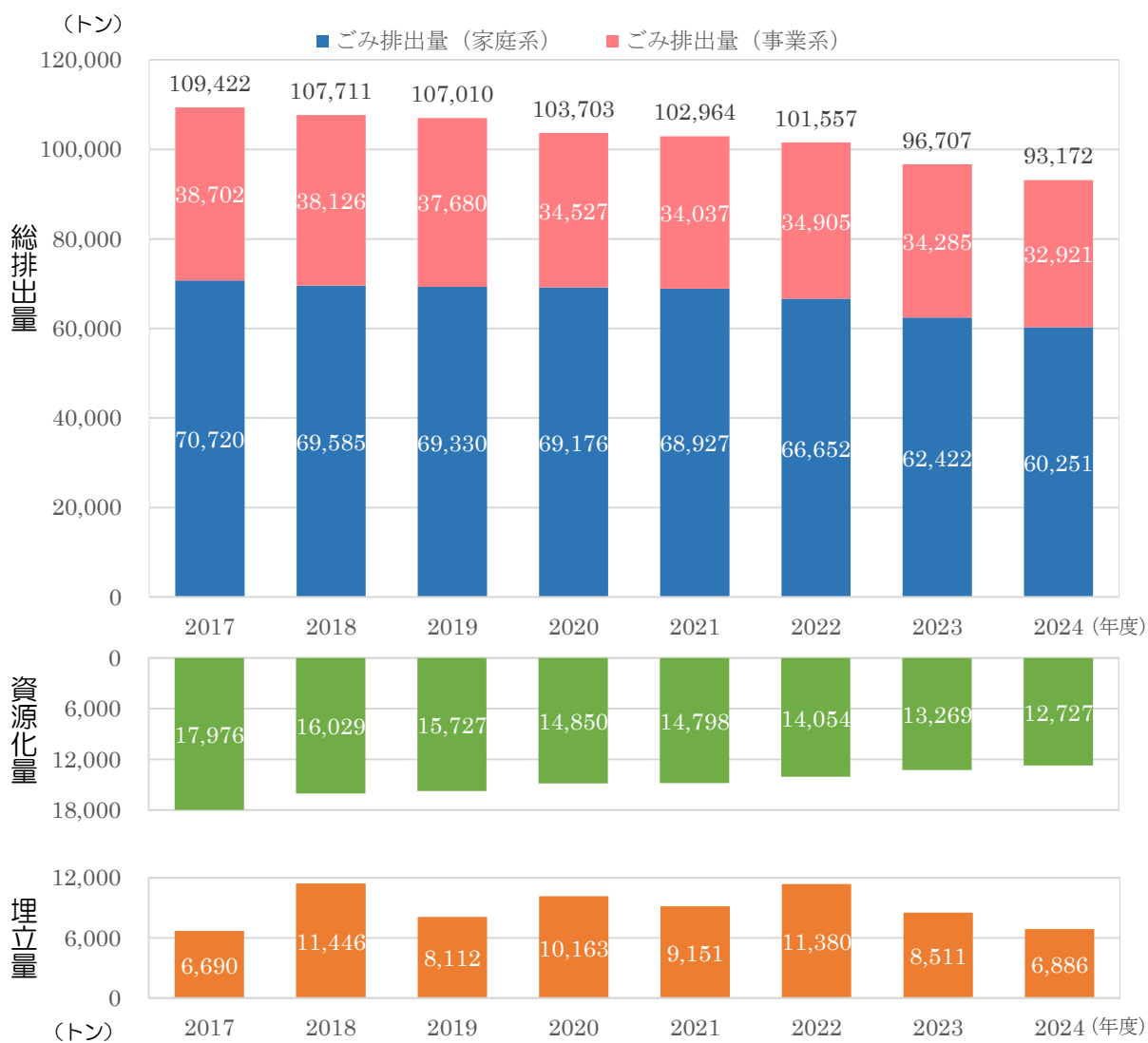


図2-1-1 ごみの総排出量及び資源化量、埋立量の推移

② ごみの種類と資源化の推移

総排出量及び資源化量のごみ種別ごとの内訳は、いずれのごみ種別においても概ね減少が続いています。

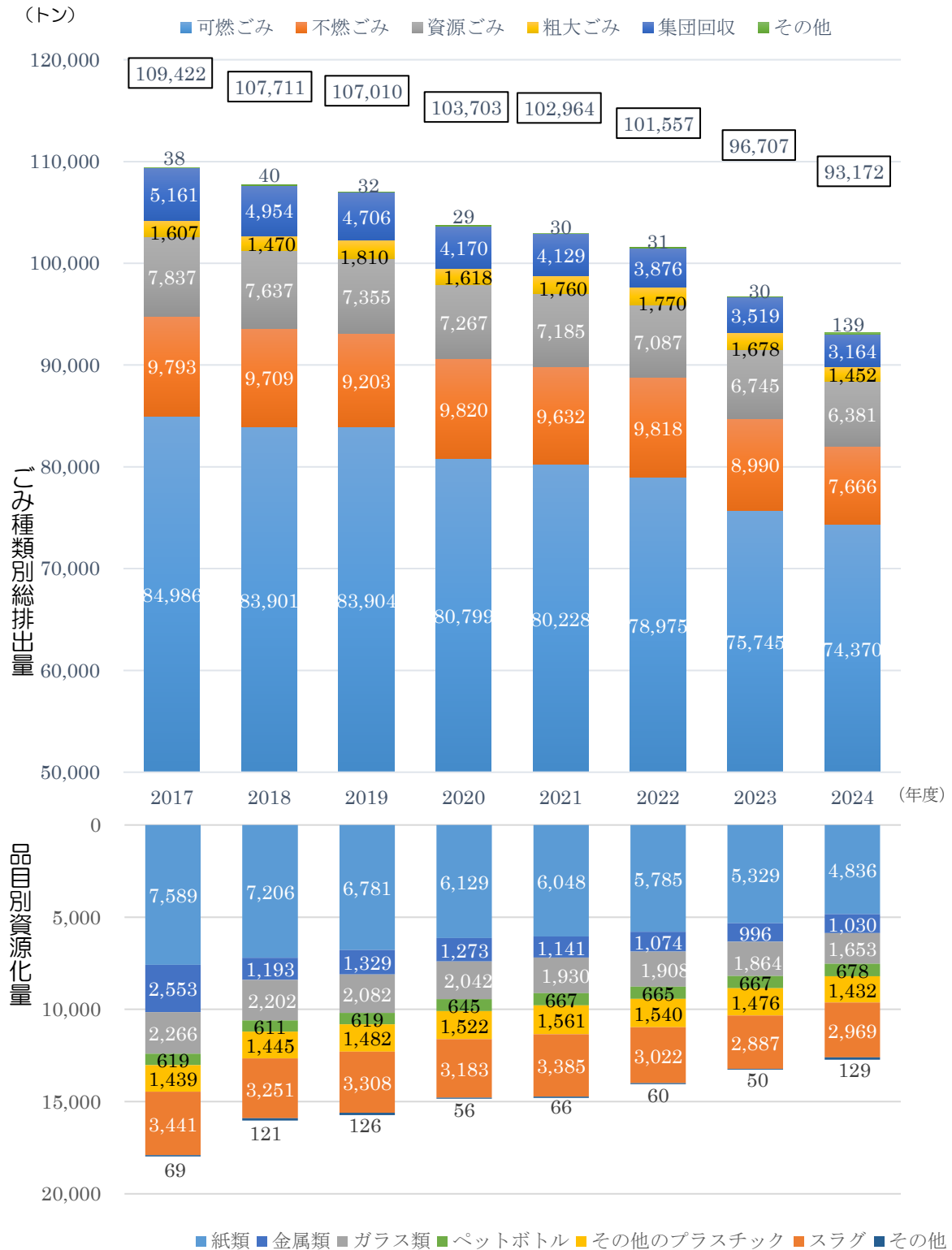


図2-1-2 ごみ種別別排出量及び品目別資源化量の推移

(3) 市有ごみ処理施設の概要

① 青森市清掃工場

所在地	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田241番地1	
敷地面積	51,000㎡	
建築面積	8,008.38㎡	
延床面積	16,972.64㎡	
施設種別	可燃ごみ処理施設	破碎選別処理施設
処理方法	流動床式ガス化溶融炉方式	二軸低速回転引き裂き式(一次破碎機) 堅型高速回転式(二次破碎機)
処理能力	300t/日 (150t/日×2基)	39.8t/5H
処理対象物	可燃・不燃・粗大ごみ、下水/し尿汚泥など	
着工年月日	平成24年5月20日	
竣工年月日	平成27年3月31日	
施工業者(代表)	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	
建設	国庫補助金	4,540,904千円
	起債	6,205,400千円
	一般財源	1,073,546千円
	計	11,819,850千円
備考	運営事業者: 青森エコクリエーション(株) (運営業務委託期間: H27.4.1～R17.3.31)	



青森市清掃工場

全体配置図



【施設の特長】

本清掃工場では、ごみの焼却熱を利用する蒸気タービン発電と太陽光発電により、施設内で使用する電力を賄い、それ以外の余剰電力は売電しています。

処理方式は「流動床式ガス化溶融炉」で、焼却灰のスラグ化及び不燃・粗大ごみの破碎選別処理による資源化選別を行い、リサイクル率の向上を図るとともに、最終処分場へ処分する灰の量などを削減し、処分場の延命化を図っています。

令和2年4月より、中身が残っていても安全に処理ができるスプレー缶類破碎処理装置を導入しています。

【発電設備】

①ボイラ・タービン発電設備

- ・ボイラ形式：自然循環式ボイラ 数量：2基
常用圧力：4.0MPa 蒸気温度：400℃
- ・蒸気タービン発電機
形式：二段抽気復水式 数量：1基
発電出力：7,650kW
(一般家庭約7,500世帯分の年間使用電力を発電できる能力)

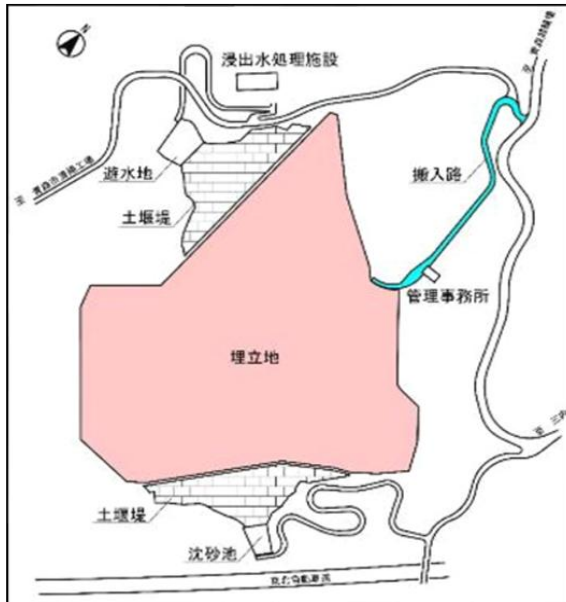
②太陽光発電設備

- ・設置面積：約16,000㎡
- ・太陽電池モジュール種類：多結晶シリコン
- ・モジュール(パネル)数：3,066枚
- ・アレイ(6モジュール1組)数：511組
- ・発電出力：731.8kW
(一般家庭約150世帯分の年間使用電力を発電できる能力)

② 青森市一般廃棄物最終処分場

所在地	青森市大字岩渡字熊沢250番地	着工	昭和55年 9月		
規模	総面積	545,743m ²	竣工	昭和57年10月	
	埋立面積	(当初) 175,000m ² (現在) 237,000m ²	供用開始	昭和58年 4月	
	埋立容量	3,926,600m ³	総事業費	最終処分地工事費	1,505,000千円
	埋立工法	サンドイッチ・セル工法		浸出水処理施設工事費	670,000千円
浸出水 処理施設	敷地面積	1,528m ²	用地費	700,400千円	
	処理能力	800m ³ /日	調査費・事務費	111,644千円	
	最大貯留量	1,600m ³ /日	合計	2,987,044千円	
		生物処理＋凝集沈殿処理 ＋濾過処理＋活性炭処理	総事業費財 源内訳	国庫補助金	517,120千円
			起債	2,035,500千円	
			一般財源	434,424千円	

概略図



青森市一般廃棄物最終処分場

③ 青森市リサイクル施設「ECOプラザ青森」

青森市内から排出された空き缶、ペットボトル、ガラスびん、その他のプラスチックは、資源ごみリサイクル施設「ECOプラザ青森」(戸門字山部)に運ばれます。

この施設は、リサイクルしやすいようにするために、選別・圧縮、梱包などの中間処理を行うところで、平成14年4月から稼動しています。

ここで中間処理されたガラスびん・ペットボトル・その他のプラスチックは、容器包装リサイクル法に基づき、全国各地の再商品化事業者へ送られています。

また、空き缶は市内の資源回収業者に引き渡され、リサイクルされています。



事業主体	株式会社青南RER		
所在地	青森市大字戸門字山部50番地		
開設年月	平成14年4月		
建物面積	約3,487㎡(延べ床面積)	構造	鉄筋3階建て
処理方式	缶類:磁選機及びアルミセパレーター ペットボトル・その他のプラスチック:手選別 びん類:AI選別及び手選別		
建設費	約5億円		

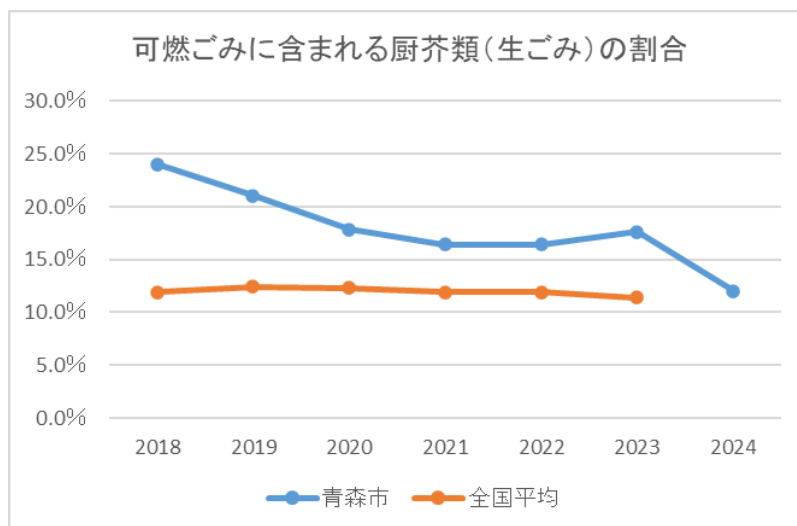
(4) 現在の課題

① 可燃ごみの水分量の多さ

ア 可燃ごみ組成分析結果の推移

青森市清掃工場に搬入される可燃ごみの組成分析では、例年「紙・布類」「ビニール、プラスチック、ゴム、皮革類」「厨芥類（生ごみ）」の順に高い割合で推移しており、全国平均と比較すると、「紙類」「ビニール、プラスチック、ゴム、皮革類」は同程度となっているものの、水分量が多く重い「厨芥類（生ごみ）」は約7ポイント多い状況となっています。

「厨芥類（生ごみ）」の割合が高いことについては、本市の豊かな自然環境や農水産物に恵まれた食生活といった地域特性を背景とする側面もある一方で、ごみの減量化の観点からは、食品ロスの削減や水きりの徹底など、「厨芥類（生ごみ）」の減量化に向けた取組を推進する必要があります。

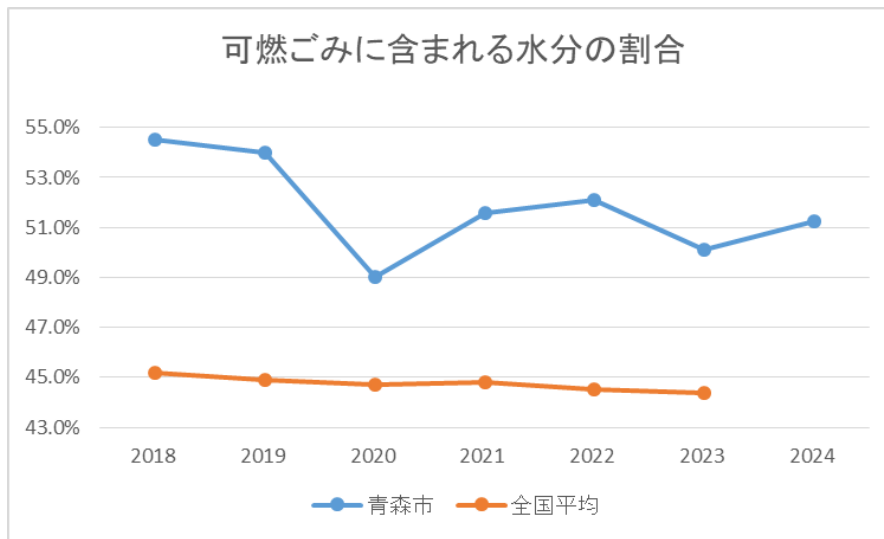


区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
青森市 ごみの組成 (%)	紙・布類	46.0	51.0	53.9	49.9	49.1	47.8	53.1
	ビニール、プラスチック、 ゴム、皮革類	19.0	15.0	20.7	20.6	22.4	24.8	26.5
	厨芥類（生ごみ）	24.0	21.0	17.8	16.4	16.4	17.6	12.0
	木、竹、わら類	3.0	4.0	2.0	5.8	3.7	2.4	2.5
	不燃物類	2.0	2.0	2.0	2.4	2.3	3.7	2.5
	その他	6.0	7.0	3.6	4.9	6.1	3.7	3.4
全国平均 ごみの組成 (%)	紙・布類	48.5	48.2	48.0	48.5	48.3	48.4	
	ビニール、プラスチック、 ゴム、皮革類	24.3	24.1	24.0	24.0	24.2	24.6	
	厨芥類（生ごみ）	11.9	12.4	12.3	11.9	11.9	11.4	
	木、竹、わら類	9.7	9.7	10.1	9.9	10.0	10.0	
	不燃物類	2.4	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	
	その他	3.2	3.3	3.2	3.3	3.3	3.3	

図2-1-3 可燃ごみの組成分析結果の推移 (出典：一般廃棄物処理事業実態調査より本市作成)

イ 三成分（水分・可燃分・灰分）分析結果の推移

青森市清掃工場に搬入される可燃ごみの三成分分析では、「水分」が約50%で推移しており、全国平均の約44%と比較すると約6ポイント高い割合となっています。この背景には本市の食生活等の地域特性を背景とする側面もある一方で、ごみの減量化の観点からは、食品ロスを含む水分量の多い「厨芥類（生ごみ）」の削減や、排出時の水きりの徹底などの取組を一層推進していくことが求められます。



区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
青森市 三成分 (%)	水分	54.5	54.0	49.0	51.6	52.1	50.1	51.2
	可燃分	40.5	40.7	46.0	42.1	42.6	43.4	43.0
	灰分	5.0	5.3	5.0	6.3	5.3	6.5	5.8
全国平均 三成分 (%)	水分	45.2	44.9	44.7	44.8	44.5	44.4	
	可燃分	40.5	41.3	43.0	48.6	49.0	49.1	
	灰分	14.3	13.8	12.3	6.6	6.5	6.5	

図2-1-4 可燃ごみの三成分分析結果の推移（出典：一般廃棄物処理事業実態調査より本市作成）

② 市民の環境意識のばらつき

市民意識調査の結果では、「マイバックを持参する」「資源ごみはきちんと分別する」が70%以上の高い割合で推移する一方、「町(内)会などの集団回収に協力する」「スーパーなどの店頭回収に協力する」が40%程度、「生ごみを減らす」「まだ使えるものはリサイクル店などに持ち込む」が30%前後、「リターナブル容器を選ぶようにする」が20%弱で推移するなど、市民意識の定着度にばらつきがあることから、より一層の意識啓発の推進が必要です。

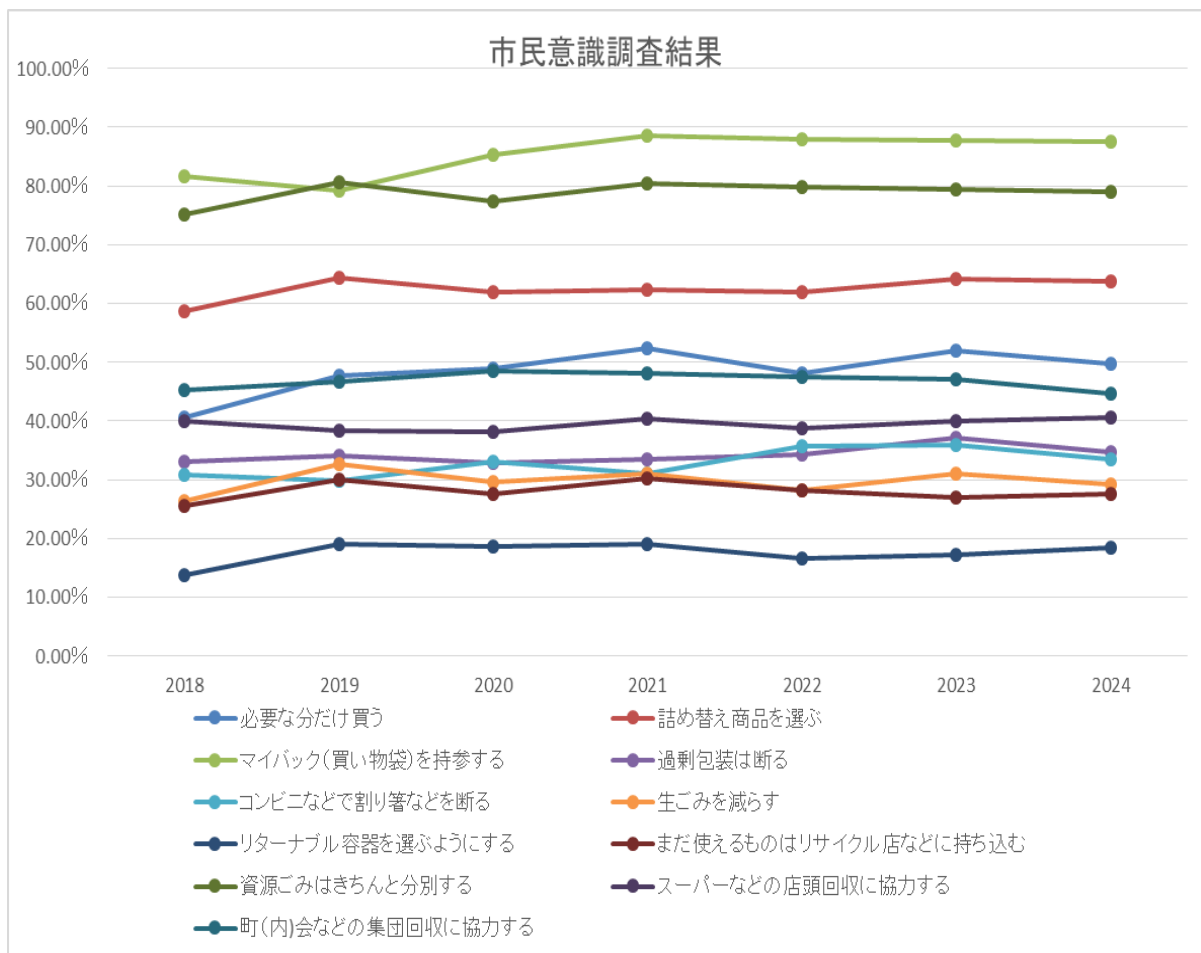


図2-1-5 市民意識調査における環境意識の推移

③ 廃棄物処理施設の適正管理

本市の廃棄物処理施設のうち青森市一般廃棄物最終処分場については、1983年の供用開始から42年が経過し、老朽化が進んでいます。

日々の維持管理や長寿命化や機能回復に向けた計画的な対策を実施し、可能な限り最終処分場を長く使用するための取組を進めるとともに、埋立残余容量の確保のため可能な限り廃棄物の中間処理及び資源化を進め、埋立処分量の削減に取り組んできました。

しかしながら、埋立残余容量が約16%となっていること、浸出水処理能力の低下による埋立地内への滞水が長期間解消しないなど施設老朽化の影響が顕在化している状況にあることから、将来にわたって安全で安定的なごみ処理を継続していくため、施設の適切な維持管理方法と再整備に関する方針策定の検討が必要な時期を迎えています。

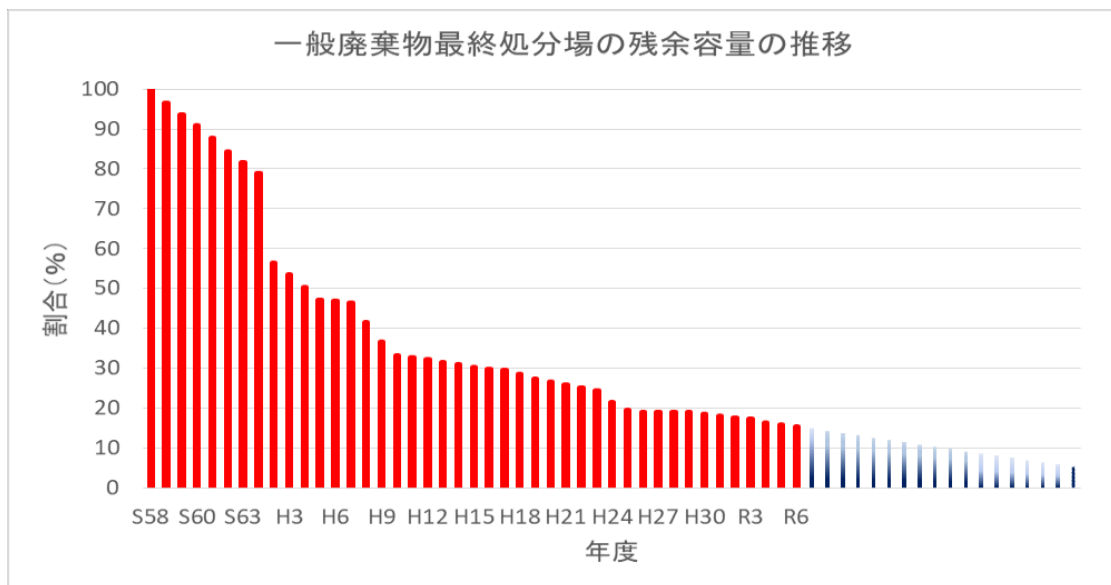


図2-1-6 青森市一般廃棄物最終処分場の残余容量の推移

④ 廃棄物行政を取り巻く国内外の状況

近年、国内外で深刻な気象災害等が頻発しており、今後、地球温暖化による気候変動の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクが更に高まると予想されています。このような中、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」が2023年6月に変更され、廃棄物分野における脱炭素化の推進が初めて盛り込まれました。

ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスは、本市の事業に伴い発生する温室効果ガスの約4割を占め、そのうち約8割がプラスチックなどの焼却によるものです。脱炭素化の観点から、プラスチック対策を進めていくことが重要です。

2022年4月には、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題などへの対応として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」が施行されました。プラスチック資源循環法は、プラスチックという「素材」に着目し、製品の設計から処理までのライフサイクル全体における3R+Renewable（リニューアブル）を基本原則とし、プラスチックの資源循環を促進するための措置を盛り込んだ法律となっています。プラスチックをはじめ、3R+Renewable（リニューアブル）の取組を進めていくことが求められています。

(5) 分別区分と処理主体、処理フロー

① 分別区分と処理主体及び処理方法（ごみ処理・資源化の体制）

本市では、以下の区分で収集し、処理しています。

区分		処理（収集・運搬）主体	中間処理	最終処分
家庭系	可燃ごみ	市（委託）・排出者・許可業者	市（委託）	市（指定 管理者）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	空き缶・ペットボトル・ ガラスびん			
	その他のプラスチック			
	古紙類・生きびん			
	使用済み割り箸	市（直営）	民間業者	
	使用済み小型家電		許可業者	
	衣類	民間業者	民間業者	
犬・猫等の死体	排出者・市（直営）		市（指定 管理者）	
事業系	可燃ごみ	許可業者・排出者	市（委託）	市（指定 管理者）
	不燃ごみ			
	粗大ごみ			
	空き缶			
	ペットボトル			
	ガラスびん			
	その他のプラスチック			
	古紙類		民間業者	

図2-1-7 分別区分と処理主体及び処理方法

上記のほか、事業系可燃ごみの食品残渣の一部及び本市で処理していないごみ（農業用ビニール、タイヤ、ホームタンク、ドラム缶、家庭用ボイラ、し尿汚泥、燃え殻、ばいじん等）については、本市の許可を得た一般廃棄物処分業許可業者が中間処理を行っています。

② ごみ処理フロー

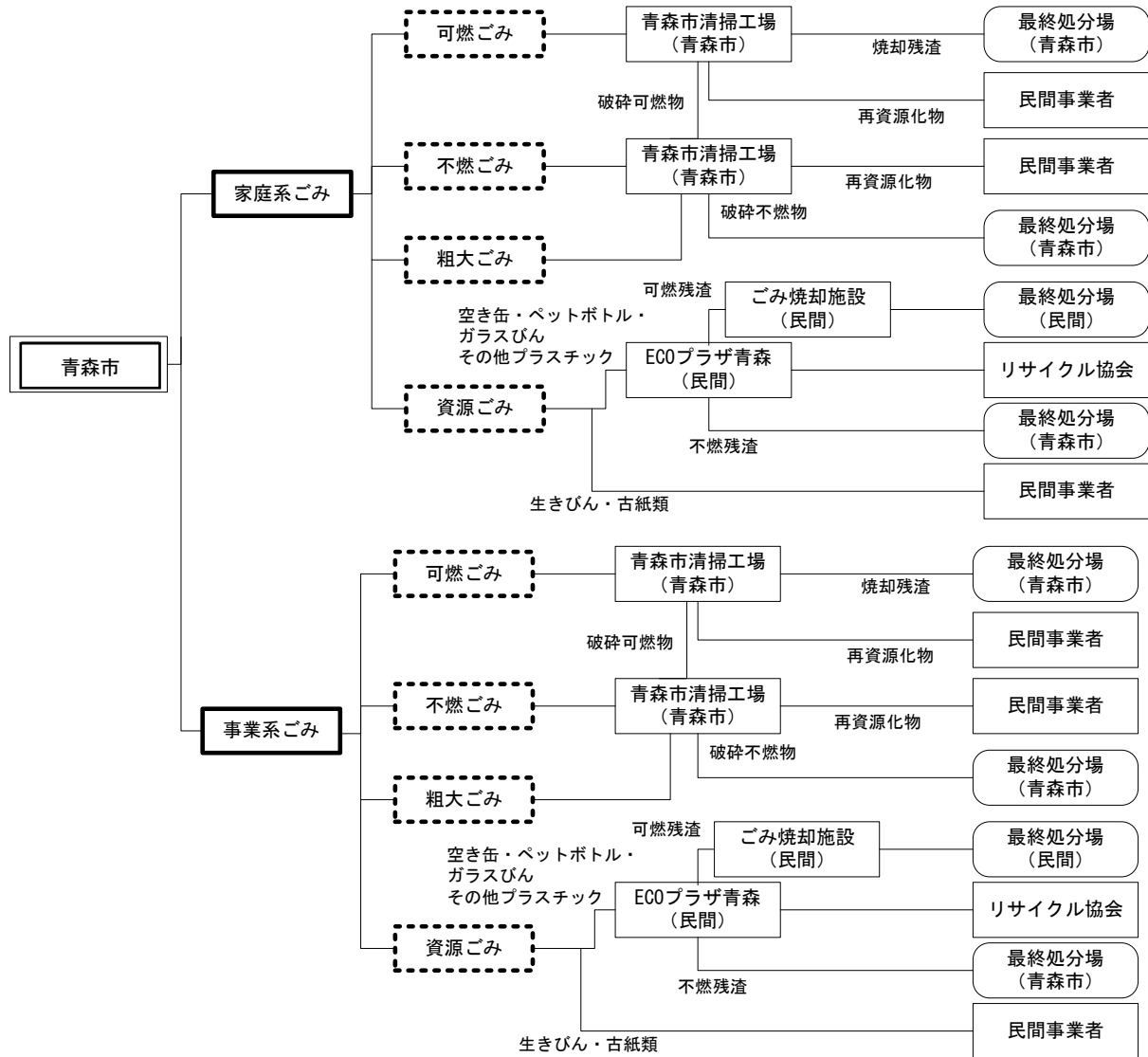


図2-1-8 ごみ処理・処分・資源化フロー

第2節 ごみ排出量の予測と目標値

(1) ごみ排出量の将来予測

ごみ総排出量については、ごみの処理方法やごみ減量化・資源化に向けた施策が現状と変わらず、2024年度の一人一日あたりのごみの排出量（965g/人・日）と同様に推移するものと仮定し、一人一日あたりのごみの排出量に当該年度10月1日における将来推計人口及び日数を乗じることで推計しました。

資源化量については、一人一日あたりのごみ排出量が現状と変わらず、2024年度のリサイクル率（ごみ総排出量に対する資源化量の割合）と同様に推移したものとして推計しました。

表2-2-1 ごみ総排出量等の将来予測

年度	一人一日あたり ごみ排出量	推計人口 (10月1日)	日数	ごみ 総排出量	リサイクル 率	資源化量
2024	965g/人・日	264,321人	365日	93,172t	13.7%	12,727t
2025	〃	257,845人	365日	90,819t	〃	12,442t
2026	〃	254,832人	365日	89,758t	〃	12,297t
2027	〃	251,686人	366日	88,893t	〃	12,178t
2028	〃	248,567人	365日	87,552t	〃	11,995t
2029	〃	245,528人	365日	86,481t	〃	11,848t
2030	〃	242,356人	365日	85,364t	〃	11,695t
2031	〃	239,607人	366日	84,627t	〃	11,594t
2032	〃	236,726人	365日	83,381t	〃	11,423t
2033	〃	233,898人	365日	82,385t	〃	11,287t
2034	〃	231,149人	365日	81,416t	〃	11,154t
2035	〃	228,479人	366日	80,696t	〃	11,055t

(2) 一人一日当たりごみ排出量の推移と将来動向（全国・東北・県との比較）

本市の一人一日当たりごみ排出量については、全国平均、東北地方平均及び青森県平均と比較して高い水準で推移しており、近年は減少傾向が見られるものの、依然として差が生じている状況にあります。

これまでの減量化・資源化に向けた取組の継続や社会全体の動向を踏まえ、過去の実績の推移を踏まえて推計した結果、全国平均、東北地方平均及び青森県平均のいずれにおいても概ね減少傾向で推移すると見込まれます。

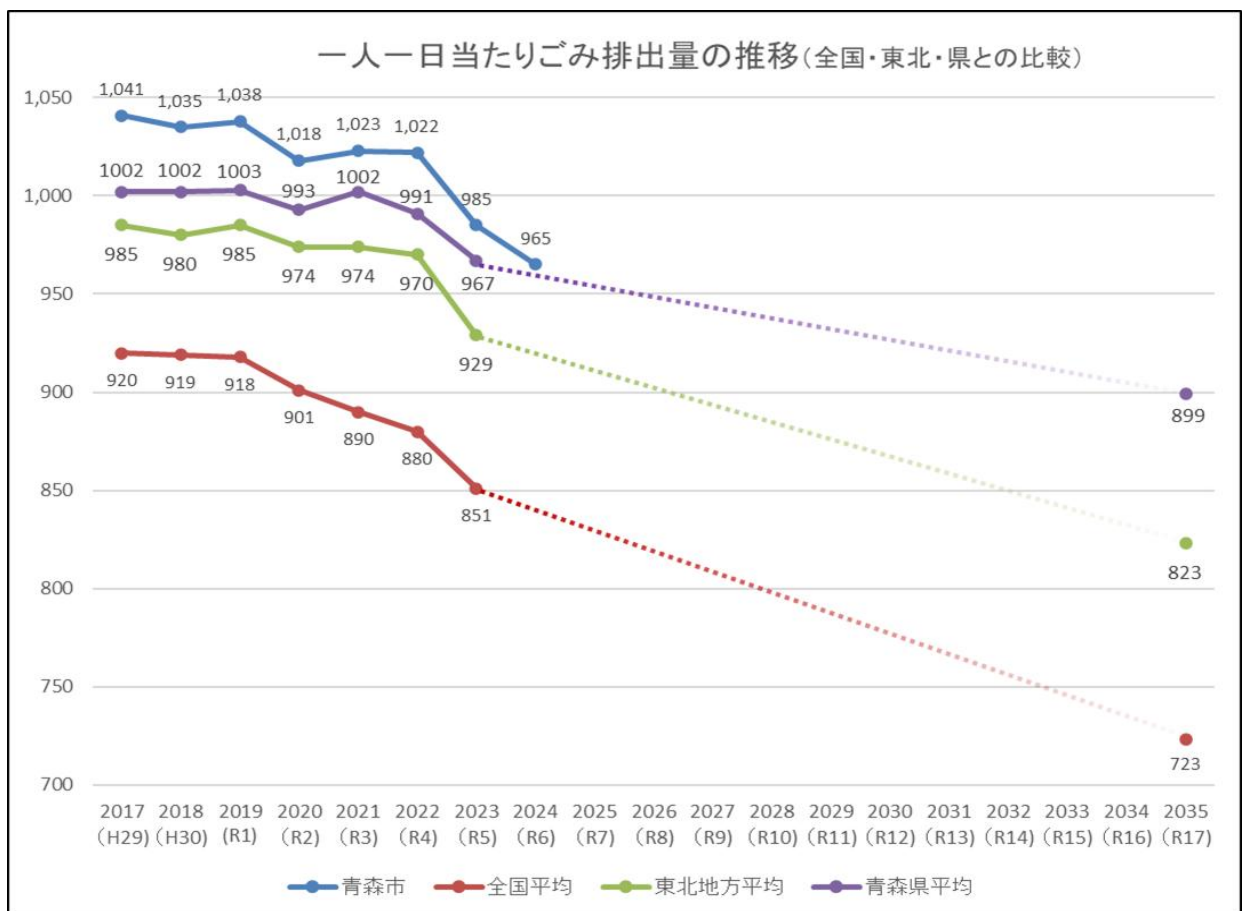


図2-2-1 一人一日当たりごみ排出量の推移

(3) 目標値

これまで整理してきた実績推移及び将来動向を踏まえると、本市における一人一日当たりごみ排出量の水準は依然として高く、一層の排出抑制が必要な状況にあります。また、リサイクル率についても、更なる向上に向けた取組の推進が求められます。

こうした状況を踏まえ、本計画では、一般廃棄物について排出抑制を最優先とし、次いで再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を進め、循環的利用が行われないものについては適正な処分を行うという基本的な考え方のもと、青森市総合計画（青森市前期基本計画）との整合性を図りながら、前節で抽出された課題に対応するため、一人一日当たりごみ排出量及びリサイクル率を指標とした数値目標を次のとおり定めます。

なお、参考としてごみ総排出量及び資源化量等についても掲載します。

表2-2-2 青森市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標

	基準年度 2024年度	中間年次 2030年度	目標年度 2035年度
一人一日当たりごみ排出量	965g/人・日	887g/人・日 (削減率 8.1%)	820g/人・日 (削減率 15.0%)
リサイクル率	13.7%	16.7% (増加幅 3.0 ^{ポイント})	19.2% (増加幅 5.5 ^{ポイント})
参考) ごみ総排出量	93,172t	78,484t	68,571t
参考) 資源化量	12,727t	13,103t	13,166t
参考) 人口（各年度10月1日）	264,321人	242,356人	228,479人

第3節 ごみ処理に係る基本理念と基本方針

(1) 基本理念

現行計画の進捗状況と廃棄物処理を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの取組に加え、プラスチック資源循環等の新たな法律への対応や廃棄物処理施設の老朽化対策に取り組むとともに、青森市総合計画（青森市前期基本計画）との整合を図りながら、本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、環境への負荷が少ない循環型社会を目指します。

基本理念

脱炭素・循環型社会の実現

(2) 基本方針

① ごみの減量化・リサイクルの強化

本市では、これまでライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向け、市民・事業者の皆様意識を変えていくための働きかけを行うことで、3Rの推進に向けた具体的な行動変容につなげてきました。

ごみ量のみならず、資源物も含めたごみと資源の総量（総排出量）は削減傾向を維持しており、3Rに対する意識が市民・事業者の皆様広がってきています。

これまで培ってきた3Rに対する意識醸成のもと、脱炭素社会の実現・SDGsの達成に向けた具体的な行動の変容へ、もう一段加速化させることが重要であることから、市民や事業者などと連携・協働し、ごみの減量化・資源化に向けた生活スタイルとしてのリデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の浸透を図ります。

② 廃棄物の適正処理の確保

2020年5月に青森市清掃工場では、リチウムイオン電池を原因とする火災に見舞われましたが、事業者との協議を経て、2024年度に火災対策整備工事を実施し、2025年10月には破碎選別処理施設が本格的に稼働しました。

また、2020年から2022年に猛威を振るった新型コロナウイルスの影響下にあっても、ごみの収集を1日たりとも止めることなく継続するなど、ごみ処理の安心と安全・安定を追求してきました。

ごみの処理は、安心安全な市民生活と地域経済を支える必要不可欠な行政サービスであることから、ごみの適正処理を確保するため、関係機関などと連携し、市民や事業者に対する啓発活動を実施することにより、廃棄物を適正に処理する環境づくりを行います。

③ 市有廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策の推進

市では、日々の維持管理や長寿命化など、機能回復に向けた計画的な対策を実施し、可能な限り最終処分場を長く使用するための取組を進めるとともに、埋立残余容量の確保のため可能な限り廃棄物の中間処理及び資源化を進め、埋立処分量の削減に取り組んできました。

しかしながら、埋立残余容量が減少しているほか、浸出水処理能力の低下による埋立地内への滞水が長期間解消しないなど施設老朽化の影響が顕在化している状況にあることから、将来にわたって安全で安定的なごみ処理を継続していくため、施設の適切な維持管理方法と再整備に関する方針策定の検討が必要な時期を迎えています。

将来にわたって、安心安全な市民生活と地域経済を支えるごみ処理体制を維持していくため、本市の脱炭素社会に向けたプラスチックごみの削減の取組等を踏まえ、全体のごみ処理システムのなかで将来の最終処分場の在り方を検討するなど、環境負荷を低減し、災害にも強い安全で持続可能な処理体制の構築を推進します。

第4節 ごみ処理に係る施策と具体的取組

基本方針 1 ごみの減量化・リサイクルの強化

(1) 施策1 市民啓発の推進






「分ければ資源、混ぜればごみ」のスローガンの下、分かりやすい情報提供に努め、市民の理解と行動変容を促すため、以下に示す取組をはじめとする各種啓発活動を推進します。

具体的取組	
<p>(1) 「清掃ごよみ」作成・毎戸配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別ルールを入手しやすいように、二次元コードを掲載した「清掃ごよみ」の作成・毎戸配布 ● 外国人向け「ごみの収集曜日一覧」の作成 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>清掃ごよみ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ごみの収集曜日一覧</p> </div> </div>
<p>(2) 「広報あおもり」や市ホームページ、各種パンフレットなどの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報あおもり」や市のホームページ、各種パンフレット（「ごみの出し方分別事典」、「ジュニア版ごみハンドブック」等）などによるごみ出しルールの周知 ● ごみの分別について問合せの多いものや間違いやすい分別の事例等を掲載したリーフレットによる意識啓発の実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>ごみの出し方分別事典</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ジュニア版ごみハンドブック</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ごみの出し方リーフレット</p> </div>

<p>(3)出前講座の実施（町(内)会、事業者等の団体や学校を対象としたごみ減量PR活動）</p>	<p>●本市のごみ処理の現状や分別方法のほか、小型充電式電池等の発火の原因となるごみの排出方法や生ごみの減量化、古紙類やその他のプラスチック等の分別方法等について分かりやすく説明する出前講座の実施</p>  <p>ごみ出しルール講習会の様子</p>
<p>(4)施設見学の受入れ（青森市清掃工場、青森市一般廃棄物最終処分場、ECOプラザ青森）</p>	<p>●青森市清掃工場等における見学者対応の際に、施設の紹介のほか、ごみの減量化・資源化に関する講習会を開催</p>  <p>青森市清掃工場見学の様子</p>
<p>(5)環境パネル展の開催</p>	<p>●市庁舎内におけるパネル展のほか、各種環境関連イベント等において、市民団体等によるごみの減量化・資源化に関する活動内容や小型充電式電池等の発火の原因となるごみの分別方法等を周知</p>  <p>食品ロス削減啓発イベントの様子</p>
<p>(6)清掃事業概要の作成・配布</p>	<p>●清掃事業のあゆみ、清掃事業体制、事業実績などの本市の清掃事業に関する概要を冊子として作成、配布</p>  <p>清掃事業概要</p>




<p>(7) 青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」の活用</p>	<p>●市民一掃きデーやおもてなしクリーンキャンペーンなどの市民が集うイベントへの出演や刊行物等での活用</p> <div data-bbox="938 338 1129 539" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="858 551 1225 611">青森市環境保全シンボルキャラクター 地球の王子様『エコル』と妖精『ハナ』</p>
<p>(8) 収集場所用啓発ポスターの作成</p>	<p>●ごみ出しルール等の周知が必要な場合のほか、各町（内）会からの要請に応じて、ごみ収集場所に掲示するポスターを作成</p> <div data-bbox="815 790 1281 1088" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="994 1095 1078 1122">ポスター</p>
<p>(9) 不適正排出ごみへのステッカーの貼付け及び取り残しの実施</p>	<p>●ごみ収集場所に出された、収集日が異なるごみ、市では収集しないごみなどについて、不適正排出ステッカーを貼ることにより、ごみ出しルールを啓発</p> <p>●必要に応じて、不適正排出ごみの回収・分別、不適正排出者への指導を実施</p> <div data-bbox="932 1397 1126 1675" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="954 1682 1104 1709">警告ステッカー</p>
<p>(10) 青森市ごみ問題対策市民会議における各種事業の推進</p>	<p>●市民一掃きデーやおもてなしクリーンキャンペーンのほか、会報「せいそう」の発行、ごみ減量化・資源化推進モデル交付金の交付、ごみ出しルール講習会の開催等、会員相互の密接な連携によるごみ問題に対する各種事業を実施</p>




<p>(11)青森市廃棄物減量等推進審議会(住みよいクリーンな青森市を考える審議会)の開催</p>	<p>●青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に基づく審議会を設置し、廃棄物の減量化・資源化、適正処理及び生活環境の保持等に関する事項を審議</p>
<p>(12)もったいない・あおもり県民運動の推進(青森県との連携による啓発)</p>	<p>●「プラごみゼロ宣言」に基づくマイバック、マイボトルに関する啓発のほか、「あおもり環境配慮行動支援パッケージ」による県民・事業者の環境配慮行動への支援策に関する情報発信の充実</p>  <p>もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」</p>
<p>(13)大学等の新入生ガイダンス等での啓発</p>	<p>●市内大学・短期大学・専門学校の新入生ガイダンス等におけるごみの分別及び減量化・資源化に関する講習の実施</p>  <p>配布リーフレット</p>
<p>(14)市公式SNS(ユーチューブチャンネル、LINE公式アカウント等)の活用</p>	<p>●市公式SNSを活用した、ごみの減量化・資源化に関する取組の発信</p> <p>●青森市LINE公式アカウントにおけるチャットボット(自動会話プログラム)や定期配信機能を活用した、土日や夜間のごみに関する問合せ対応</p>  <p>青森市LINE公式アカウント</p>
<p>(15)リユース運動の促進</p>	<p>●民間事業者が提供するオンラインサービス等を含む多様な手法を活用した市民間リユース促進に関する情報提供及び普及啓発</p>

(2) 施策2 食品ロスの削減



食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、「食品ロス削減月間」等の機会を捉え、市民・事業者への普及啓発を強化するとともに、以下に示す取組をはじめ、生ごみの減量化や食品ロス削減に向けた取組を幅広く推進します。







具体的取組	
<p>(1) 電気式生ごみ処理機購入助成・貸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●電気式生ごみ処理機購入費の一部を助成 ●生ごみ削減や生ごみに含まれる水分を減少させる電気式生ごみ処理機の貸出を実施 
<p>(2) 「3つのきる」運動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食材は「使いきる」、作った料理は「食べきる」、生ごみは「水気をきる」の「3つのきる」について、市公式 SNS を活用した普及啓発を実施 
<p>(3) 多量に排出する事業者に対する指導・助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模小売店等の多量排出事業者からのごみ減量化計画提出時に、食品ロス削減に関する指導や助言を実施
<p>(4) 食品ロスモニター等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食べ残した食品及び手つかずのまま捨てた食品の種類、重さ、捨てた理由を日記形式に記録する「食品ロスダイアリー」を実施  <p>食品ロスダイアリー</p>



<p>(5) 食品ロス削減の啓発イベント等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロス削減に対する市民の理解と実践を促進するため、食材の使い切りや適切な保存方法等、家庭における食品ロス削減につながる内容をテーマとした啓発イベント等の実施 ● 市民団体や事業者等と連携した、食品ロス削減に関する取組の紹介及び実践的な工夫の普及 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>「エコごはん料理教室」の様子</p> <p>チラシ</p> </div>
<p>(6) 冷蔵庫一掃デーの啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●週に一度、冷蔵庫の中身をチェックしてできるだけ食べ残し・食材の使い忘れを減らす取組を普及啓発 <div style="text-align: center;">  <p>チラシ</p> </div>
<p>(7) 「てまえどり」運動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食べるタイミングを考えて、陳列棚の手前にある賞味期限や消費期限が近付いている商品を進んで購入し、廃棄になる商品を減らす取組を普及啓発

(3) 施策3 資源化等の推進



循環型社会の構築を図るため、資源ごみの分別収集を推進するとともに、以下に示す取組をはじめ、関係団体等と連携しながら、資源の有効活用に向けた施策を展開します。

具体的取組	
(1) 集団回収への支援	<p>●有価資源回収団体活動奨励事業の実施</p> 
(2) 資源ごみの分別収集の実施	<p>●分別収集推進事業の実施</p> 
(3) 使用済み割り箸リサイクル運動	<p>●各市民センター、市役所各庁舎に「使用済み割り箸回収ボックス」を設置</p> 
(4) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加	<p>●各市民センター、市役所各庁舎などにインクカートリッジ回収箱を設置</p> 
(5) 古紙リサイクルセンターにおける古紙回収事業	<p>●青森市古紙リサイクル事業協同組合と協力した古紙の受入れ体制づくり</p> 
(6) 使用済小型家電リサイクル	<p>●各市民センター、市役所各庁舎などに使用済小型家電（リチウムイオン電池等及びリチウムイオン電池等使用製品を含む）の回収箱を設置</p>  <p style="text-align: right;">使用済小型家電回収箱</p>



<p>(7)衣類回収</p>	<p>●各市民センター、市役所各庁舎に不要となった衣類の回収箱を設置</p>  <p>衣類回収ボックス</p>
<p>(8)青森市資源ごみ等ステーションマップの周知</p>	<p>●Googleマイマップ機能を活用し、資源ごみ回収協力店の所在地をGoogleマップ上に表示させる「青森市資源ごみ等ステーションマップ」を市ホームページ等で周知</p>  <p>青森市資源ごみ等ステーションマップ</p>
<p>(9)プラスチック使用製品廃棄物の分別収集</p>	<p>●プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を検討</p> 

(4) 施策4 家庭系ごみの適正処理対策

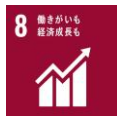


家庭系ごみの適正処理を推進するため、事故防止の観点から踏まえた分別ルールを周知を基本として、以下に示す取組をはじめ、ごみの減量化・資源化に向けた働きかけを推進します。




具体的取組	
<p>(1) 指定ごみ袋制度</p>	<p>●青森・浪岡両地区において「古紙」、「その他のプラスチック」の分別、生ごみの水きりのほか、分別方法等を紹介する市ホームページにアクセスできる二次元コードを記載した「指定ごみ袋」を導入</p> <div data-bbox="885 896 1204 1209" data-label="Image"> </div> <p>青森市指定ごみ袋</p>
<p>(2) エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの適正処理</p>	<p>●青森市清掃工場内に設置したスプレー缶類破砕処理装置による処理を実施</p> <p>●エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの捨て方等に関する動画を、市公式 SNS 等で周知</p> <div data-bbox="901 1500 1204 1926" data-label="Image"> </div> <p>啓発リーフレット</p>

<p>(3)リチウムイオン電池等の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人JBRCの協力店、各市民センターなどの使用済小型家電リサイクル回収ボックス等での回収について周知 ●出前講座や各種イベント等において小型充電式電池使用製品等を展示し、目で見て手で触れて印象に残るような体験を実施  <p>リチウムイオン電池等の適正排出啓発リーフレット</p>
<p>(4)ボタン電池の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボタン電池回収推進センターの協力店での回収について周知 ●ボタン電池の捨て方等に関する動画を市公式SNS等で周知 
<p>(5)家庭系ごみ処理手数料の在り方の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭系ごみの処理手数料について、指定ごみ袋制度を含めた分別・排出ルールとの整合性を踏まえ、排出量抑制及び資源化の促進に資する仕組みや運用方法の在り方に関する検討（自己搬入時における分別指導の強化や、必要に応じた受入方法の見直し等を含む）

(5) 施策5 事業系ごみの適正処理対策



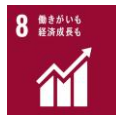
事業系ごみの適正処理を推進するため、事業者への支援及び指導を基本とし、関係団体と連携しながら、以下に示す取組をはじめとするごみの減量化・資源化への働きかけを行います。

具体的取組	
(1)事業系ごみの多量排出事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴い一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する計画書の提出を求め、作成に係る指導・助言をする等、自主的な取組を支援
(2)青森市清掃工場におけるリサイクル可能な古紙類の搬入制限	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が排出する機密文書やシュレッダー紙等の清掃工場への搬入を制限  <p>啓発リーフレット</p>
(3)事業系一般廃棄物の分別指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●青森市清掃工場における拡散検査の実施及び不適正排出事業者への訪問による分別指導を実施  <p>拡散検査の様子</p>
(4)事業所に対するごみの適正処理の要請	<ul style="list-style-type: none"> ●不適正排出事業者への訪問指導や多量排出事業者への支援を通じた適正処理の要請
(5)青森オフィス町内会との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ●「青森オフィス町内会」と連携・協力した事業系古紙リサイクルへの参加の呼びかけ  <p>青森オフィス町内会募集チラシ</p>

<p>(6)「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」等の活用</p>	<p>●「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」や「あおもり環境配慮行動支援パッケージ」などを活用した事業者への適正なごみ処理方法、事業系ごみの減量化・資源化の意識啓発</p> <div data-bbox="956 423 1177 719" data-label="Image"> </div> <p>青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック</p>
<p>(7)事業系ごみ処理手数料の在り方の検討</p>	<p>●事業系ごみの処理手数料について、事業系ごみの分別・排出ルールとの整合性を踏まえ、排出抑制及び資源化の促進、適正処理の確保を通じて持続可能なごみ処理体制の構築に資する仕組みや運用方法の在り方に関する検討</p>

基本方針 3 市有廃棄物処理施設の耐震化・老朽化対策の推進

(6) 施策 6 将来を見据えた施設整備



将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む青森市一般廃棄物最終処分場について、日々の維持管理や対策工事の実施に加え、現最終処分場の運用期間と施設ごとの耐用年数を踏まえた維持管理と施設更新を計画的かつ着実に実施する必要があります。

施設更新を検討する際には、現最終処分場の廃止時期を見据えた計画とし、将来的な廃棄物量、近年増加している大雨や大地震等による災害の発生状況等の最新の知見とデータを踏まえた、経済的で安全かつ安定的に埋立処分が可能な廃棄物処理施設となるよう計画的に取り組みます。

また、青森市清掃工場については、本計画の目標年次が、現在の運営事業者との委託契約期間の最終年次となっていることから、持続可能なごみ処理体制の確保に向け、今後の在り方について検討を進めます。

具体的取組	
(1) 浸出水処理施設の適正化対策	●老朽化した浸出水処理施設の設備更新等
(2) 埋立地内滞水対策	●散水による蒸散促進等による浸出水発生量の削減
(3) 将来を見据えた青森市一般廃棄物最終処分場の維持管理	●埋立終了時期を見据えた最終処分場維持管理方針と将来計画の策定
(4) 将来を見据えた青森市清掃工場の維持管理	●委託契約終了時期を見据えた清掃工場の維持管理方針の検討



青森市清掃工場



青森市一般廃棄物最終処分場

生活排水処理基本計画

第 1 節 本市のし尿等処理の現状

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理の体系

し尿（汲み取り便槽のし尿を除く）は、公共下水道で処理しているほか、農業集落排水、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理されています。

汲み取り便槽のし尿及び浄化槽等での処理後に発生した浄化槽汚泥は、あおひらクリーンセンターで処理しています。

なお、あおひらクリーンセンターから発生する脱水汚泥等は青森市清掃工場で処理しています。

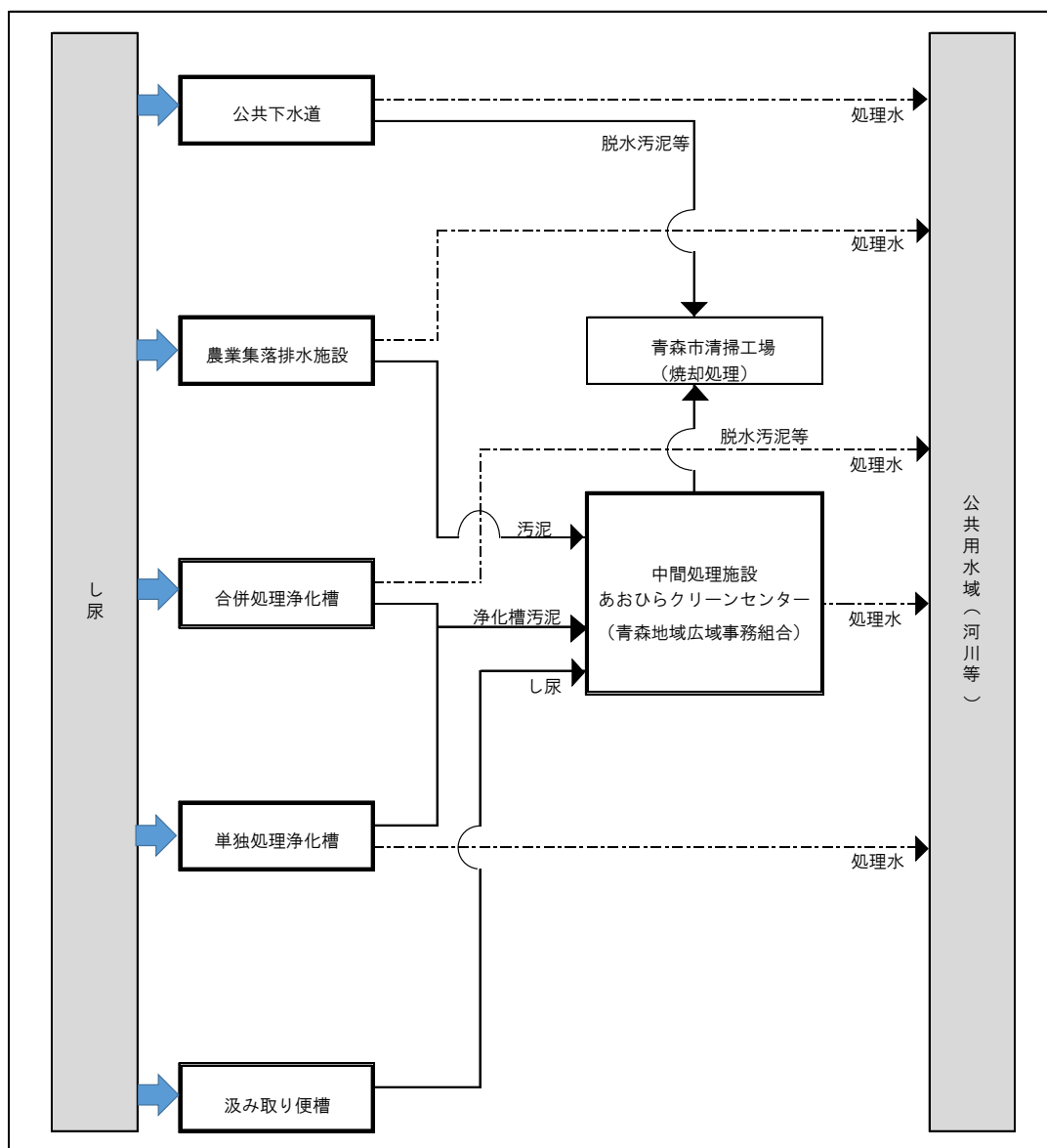


図3-1-1 し尿及び浄化槽汚泥処理の体系

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の合計については、微減傾向となっています。
内訳としては、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は微増傾向となっています。

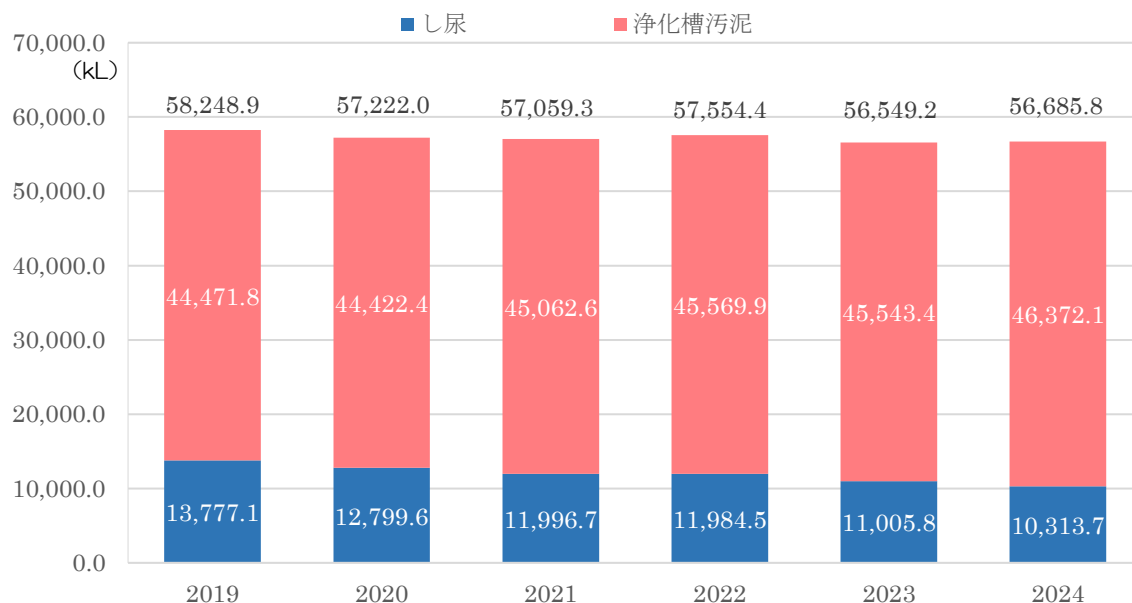


図3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設及び設置主体

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理施設のうち、公共下水道及び農業集落排水施設については、青森県及び青森市が設置、し尿中間処理施設は青森地域広域事務組合が設置しています。

一方、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽は、個人等が設置しています。

表3-1-1 し尿等を含む生活排水の処理施設及び設置主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	設置主体
(1) 公共下水道	し尿・生活雑排水・工場排水・雨水等	青森地区：青森市 浪岡地区：青森県
(2) 農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	青森市
(3) 合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
(4) 単独処理浄化槽※	し尿	個人等
(5) し尿中間処理施設	し尿・浄化槽汚泥	青森地域広域事務組合

※単独処理浄化槽は浄化槽法の改正により、2001年4月1日より新規設置は認められていない。

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

将来のし尿等の排出量は過去の実績と推計人口を基に予測しています。

し尿については、水洗化の普及に加え、汲み取り便槽を使用する人口の減少に伴い、排出量も減少するものと見込まれます。

浄化槽汚泥については、水洗化の普及に加え、浄化槽の点検・清掃が適切に行われることに伴い、その排出量は微増で推移するものと見込まれます。

表3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

年度	推計人口 (3月31日)	し尿排出量 A	浄化槽汚泥排出量 B	合計 A + B
2024	261,227 人	10,313.7kL	46,372.1kL	56,685.8kL
2025	254,827 人	10,544.8kL	46,094.5kL	56,639.3kL
2026	251,849 人	10,021.8kL	45,260.2kL	55,282.0kL
2027	248,740 人	9,777.0kL	45,422.2kL	55,199.2kL
2028	245,658 人	9,540.4kL	45,514.4kL	55,054.8kL
2029	242,654 人	9,415.3kL	46,028.9kL	55,444.2kL
2030	239,519 人	9,284.7kL	46,469.2kL	55,753.9kL
2031	236,802 人	9,171.2kL	46,943.0kL	56,114.2kL
2032	233,955 人	8,980.8kL	47,206.3kL	56,187.1kL
2033	231,160 人	8,797.8kL	47,413.1kL	56,210.9kL
2034	228,443 人	8,617.6kL	47,577.6kL	56,195.2kL
2035	225,805 人	8,440.2kL	47,700.6kL	56,140.8kL

第3節 し尿等の処理に係る取組

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、青森市全域とします。

(2) 水洗化等の普及促進

下水道処理区域においては、水洗化促進のための普及活動を進めるとともに、汲み取り便所等の改造のための助成制度をより一層活用し、水洗化の普及促進を図っていきます。

下水処理区域外においては、浄化槽等設置家屋データ把握に努め、既設の汲み取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置に対する助成制度により、水洗化の普及促進に努めていきます。

(3) し尿等の収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立入検査等を行い、適正な収集・運搬が行われるよう指導します。

(4) し尿等の処分計画

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、引き続き、し尿（汲み取り便槽のし尿を除く）は、公共下水道で処理するほか、農業集落排水、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理します。

汲み取り便槽のし尿及び浄化槽等での処理後に発生した浄化槽汚泥は、あおひらクリーンセンターで処理します。

第4節 施設整備に関する計画

(1) あおひらクリーンセンター（し尿及び浄化槽汚泥処理施設）の概要

あおひらクリーンセンターは、1966年に建設された青森地域広域事務組合のし尿処理施設である鶴ヶ坂清掃工場と1973年に建設された青森市のし尿処理施設である田川清掃工場の老朽化に伴い、両施設を統廃合し、青森市及び平内町のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として青森地域広域事務組合が設置し、2000年4月から稼働しています。

当該施設は、安定した処理が行える標準脱窒素処理方式に加えて高度処理設備を備えており、施設から排出された処理水は新城川へ放流されています。

(2) あおひらクリーンセンターの老朽化の状況

一般的に、し尿処理施設は高温多湿や腐食性ガスに暴露され、機器の性能低下や摩耗が速く、施設の耐用年数は30年程度と短い傾向にあります。

あおひらクリーンセンターでは、これまで業務委託や修繕工事により機械設備等の機能維持を図ってきたものの、供用開始から25年が経過し、耐用年数を超過した設備機器の増加や腐食性ガスの発生に伴う水槽防食の劣化などが進行していることから、施設の機能確認と老朽化の進行状況を把握するため、廃棄物処理法に基づき定期的に精密機能検査を実施しています。

(3) インフラの長寿命化に係る国の方針

環境省では、政府が2013年に取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画」を策定・公表しています。

当該計画は、国を始め、地方公共団体や民間企業等の様々なインフラの管理者が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を実現することを目的としています。

(4) あおひらクリーンセンターの長寿命化について

あおひらクリーンセンターでは、国の方針等に基づき、施設の継続的な安定運営を維持するため、精密機能検査の結果を踏まえ、国の交付金を活用した中長期的な整備方針について具体的な検討を始めています。

なお、施設整備には多額の費用を要することから、投資効果の優れた整備方法を選択するため、改良範囲及び整備コストについて比較を行い、青森地域広域事務組合の構成市町村及び関係部署と連携を図りながら検討を進めることとしています。

